

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
名称及び記号	発行の根拠	法律及びその	振替法の適用	発行方法	発行額	払込金額	最低額面金額	振替単位	発行行
利付国庫債券（五年）（第五十回）	財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第百一号）第十一	条第一項	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下	日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）第二十四条第三	項第四号に規定する郵便貯金資	金による引受け	額面金額で千一億円	の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす	平成十七年十月二十五日
財務大臣 谷垣 禎一									額面金額百円につき九十九円九
平成十七年十一月九日									十銭

財務省告示第四百三十一号  
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第七条第三項の規定に基づき、平成十七年十月二十五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

